



平成25年7月17日付け諮問第1号で諮問があった「一般家庭における水道水以外の水使用に対する下水道使用料の見直し」に関する当審議会の意見は次のとおりです。

平成25年8月30日

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣 様

熊本市上下水道事業運営審議会
会長 嶋田



一般家庭における水道水以外の水使用に対す
る下水道使用料の見直しに関する答申

平成 25 年 8 月

熊本市上下水道事業運営審議会

熊本市水道事業運営審議会委員名簿

会 長 嶋 田 純

副会長 尾 上 達 也

委 員 位 寄 和 久

委 員 鹿 子 木 康

委 員 川 越 保 徳

委 員 川 野 由 紀 子

委 員 杉 内 昭 夫

委 員 本 田 有 紀 子

(50 音順、敬称略)

1 定額制の見直しについて

下水道使用料については、排除された汚水量に基づき算定しており、水道水の使用については、メーターにより計量した水量を汚水量と認定し、使用料を算定している。

水道の使用量については、近年、節水型のトイレ、洗濯機、食洗機等の節水機器の普及により減少傾向にあり、下水道使用料についても、水道の使用量に応じたものとなっている。

一方、水道水以外の水使用については、多くの世帯において、メーターが未設置であり、使用量の把握が困難な状況にあること等から、これまで下水道使用料については定額制であった。

しかしながら、核家族化の進展などによる少人数世帯の増加や、水道と同じく節水機器の普及など水使用量についても減少していることが考えられ、また、水道水との併用世帯の増加など水道水以外の水使用に対する環境も大きく変化してきている。

一般家庭における水道水以外の水使用に対する下水道使用料についても、地下水保全や水道水の利用者との費用負担の公平性の観点から、使用実態に即したものとすべく、見直しが必要だと考える。

2 排除された汚水量の認定と使用料の算定について

(1) 排除された汚水量の認定方法について

水道水の利用者に対する下水道使用料については、水道の使用量を排除された汚水量と認定し、使用料が算定されているが、水道水以外の水使用については、メーターの未設置世帯が多く、使用量の把握が困難な状況にある。

しかしながら、排除汚水量の認定は、下水道使用料算定の基礎となるものであり、使用実態に即したものである必要がある。

水道水以外の水利用者に対する排除汚水量の認定については、諮問案のとおり、メーターが設置してある世帯については、メーターによる計量水量に基づき認定し、メーターが未設置の世帯については、世帯人員や用途に応じた水量とすることが適当であるとする。

(2) 世帯の下水道使用料の算定方法について

一般家庭における水道水以外の水使用に関する下水道使用料については、昭和 51 年に定額制が開始されているが、水道水以外の水使用については、水道の普及に伴い、井戸水等水道水以外の水のみの使用から水道水への切替や水道水との併用世帯へと移行するなど、使用実態が変化してきている。

水道水以外の水使用に対する下水道使用料については、これまで水道水以外の水のみを使用していた世帯を想定した料金算定方法であったが、水道水との併用世帯の増加など、世帯としての料金算定方法についても見直す必要が生じている。

水道水以外の水使用世帯の約 4 割が水道水との併用世帯であることなどから、使用料の算定方法については諮問案のとおり、それぞれの使用量を合算し、世帯の排除汚水量として使用料を算定することが適当であるとする。

3 人員・用途別使用水量の設定について

下水道使用料は、排除された汚水量に基づいて算定されるものであり、水道水以外の水使用量について、いかに把握していくかが課題である。

しかしながら、水道水以外の水使用者の多くはメーターが未設置であり、何らかの基準に基づき認定する必要がある。

メーターによる計量以外で、世帯の使用量を把握する方法としては、他都市の例を勘案しても、今回諮問があった、世帯人員並びに用途に基づく方法など限られており、その内容について検討したものである。

(1) 世帯人員毎の認定水量について

水道水の使用実態調査からもわかるように、世帯の水使用量は使用人員に応じて増加傾向がみられる。

そのため、水道水以外の水使用量についても、世帯人員に応じたものであると考えられ、メーターによる計量ができない場合、世帯の人員により認定することについて、合理性があると考えられる。

また、人員に応じた使用水量については、今回諮問された「人員割認定水量」については、水道使用者の世帯人員毎の平均使用水量をもとに設定されたものであり、水道使用者との公平性の観点からも適当な値であると考えられる。

(2) 「人員・用途別認定水量」について

水道水との併用世帯に対する「用途別認定水量」については、水道水以外の水を特定の用途に使用している実態を勘案したものであり、また、その水量の設定については、本市の水道水利用世帯の使用水量実態を基に、東京都が実施した用途別使用実態調査結果による配分比を踏まえて設定されたものであり、適当な値であると考えられる。

付帯意見

(1) 一般家庭における水道水以外の水使用世帯へのメーターの設置について

水道水以外の水使用量の把握については、多くの世帯においてメーターが未設置であり、正確な使用水量の把握ができていない状況にある。

本市は、全国的にも稀な、水道水源の全てを地下水で賄っている都市であり、水道水以外の水使用量を把握していくことは、地下水の使用実態をより正確に把握することに繋がり、地下水保全の観点からも有効であると考えます。また、利用者にとっても使用量を把握し節水等に繋げることは使用料の低減など節水インセンティブが期待され、できる限りメーターによる計量が望ましいと考えます。

メーターの設置については、給水設備の構造上の問題や、費用面の課題等があるが、水道水以外の水使用世帯に対するメーター設置に対する広報等、今後も引き続き検討をお願いしたい。

(2) 将来の認定水量の見直しについて

今回、メーターの未設置世帯について、世帯人員並びに用途に応じた認定水量を設定したところであるが、この水量の算定根拠は、本市における水道水の使用実態に基づくものであり、将来的に更なる節水等、使用量の変動が考えられる。

したがって、今後も適宜、使用実態調査を実施し、人員・用途別の認定水量についても適切に見直しを実施していくことをお願いしたい。

〔資料1〕 審 議 経 過

	年 月 日	審議及び報告事項
第 1 回	平成 25 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none">・ 諮 問・ 諮問事項の説明・ 審議会のスケジュールについて・ 水道水以外の水使用に対する排除汚水量の認定と使用料の算定について など
第 2 回	平成 25 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none">・ 答申内容について
第 3 回	平成 25 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・ 答申

〔資料2〕

一般家庭における水道水以外の水使用に関する下水道使用料見直し(案)

1. 排除された汚水量の認定と使用料の算定について

①汚水量の認定

井戸水等に メーターがある場合	計量した水量を汚水量と認定
井戸水等に メーターがない場合	表1 により 認定した水量を汚水量と認定

②世帯の下水道使用料の算定 (使用料＝基本料金＋従量料金)

イ 井戸水等にメーターがない場合の「従量料金」の算定方法	
井戸水等のみ使用	表1 ①人員割で認定した使用水量をもとに算定した使用料
(例) 2人世帯の場合	15m ³ 分の従量料金
水道水との併用の場合	「水道水使用水量＋井戸水等計量した使用水量」を世帯の使用量と認定し算定した使用料
(例) 2人世帯で 水道10m ³ 使用 井戸水は風呂(3m ³)と 洗濯(3m ³)	水道10m ³ ＋井戸水風呂3m ³ ＋洗濯3m ³ ＝16m ³ 分の従量料金

※メーターの設置を希望される場合は、メーターの貸与を行う。(工事費は使用者等負担)
メーターの検針、検満の交換は局で行う

ア 井戸水等にメーターがある場合の「従量料金」の算定方法	
井戸水等のみ使用の場合	計量した水量から算定した使用料
水道水との併用の場合	水道使用量＋井戸水等 計量した水量を合算し算定した使用料
(例)水道10m ³ 井戸 5m ³	15m ³ 分の従量料金

※メーターの検針、検満の交換は局で行う

2. 人数・用途別使用水量の認定について

表1

世帯人員		1人	2人	3人	4人	5人
①人員割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)		9.0 m ³	15.0 m ³	20.0 m ³	24.0 m ³	28.0 m ³
② 人員・用途別認定水量 (水道水と併用)	トイレ	2.0 m ³	4.0 m ³	6.0 m ³	7.0 m ³	8.0 m ³
	風呂	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	炊事	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	洗濯	2.0 m ³	3.0 m ³	4.0 m ³	5.0 m ³	6.0 m ³
	洗顔その他	1.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³	2.0 m ³
	計	9.0 m ³	15.0 m ³	20.0 m ³	24.0 m ³	28.0 m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに、専用世帯の場合は4m³
併用世帯の場合は、用途に応じ トイレ1m³、風呂1m³、炊事1m³、洗濯1m³を加える。